

労災保険「特別加入」制度について

労災保険は、「労働者」の業務上または通勤災害に対する保険給付を目的としていますから、事業主や家族従事者、労働者性のない役員の方は、たとえ従業員と同様に作業に従事していて負傷したとしても給付の対象にはなりません。

しかし、その業務の実情から、従業員の労災保険加入を前提として「中小事業主等の特別加入」により法の適用を可能とする制度があります。

具体的には、

① その事業の本来の労働者に対して労災保険関係が成立していること。

② 労災保険に関する事務処理を「労働保険事務組合」に委託していること。

を条件に、従事する業務内容や希望する給付基礎日額を申請し、労働局長から承認を受けることで加入することができます。

特別加入により、労働者とみなして労災保険給付を受けることができますが、業務上災害に関しては、申請した業務内容及びこれに直接附帯する行為（準備後始末作業など）を行っていた場合の災害が対象であり、休日労働や時間外労働を本来の労働者を伴わないで行っていた場合や事業主の立場において行う業務とみなされる場合は給付の対象とならないことがあります。また、特別加入者は「二次健康診断等給付」を受けることはできません。

特別加入制度は、他にも建設業の一人親方、個人タクシー、海外派遣者などを対象にしたものがあります。

詳しくは、

広島労働局総務部労働保険徴収課（☎082-221-9246）

広島労働局労働基準部労災補償課（☎082-221-9245）

又は、最寄りの各労働基準監督署へお問い合わせください。

個別労働紛争解決研修のご案内

令和2年度 基礎研修

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（全基連）研修事業本部

この基礎研修は、個別労働紛争を解決するために必要な「基本的な法律知識」と「問題解決能力」を修得し、紛争の予防と解決に資する人材を育成することを目的に実施します。受講資格はありません。本研修にご興味のある方は、どなたでも受講できます。

令和2年9月から令和3年2月まで、全国11都市16会場で開催され、広島での開催はありませんが、隣県の岡山で開催されます。

10月8日(木)～10日(土) 岡山 第一セントラルビル会議室2号館 40名

研修内容は、「労働法」と「事例的研修」から構成されています。基礎研修カリキュラムや担当講師、申込方法など詳細については、全基連HP (<http://zenkiren.com/jutaku/tabid172.html>) をご覧ください。

受講料 27,500円（消費税込、テキスト等教材費込）

問合せ先 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（全基連）研修事業本部

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6F

電話番号 03-3518-9103 FAX番号 03-3518-9104